

会 議 記 録 （１）

会議名称	令和 7 年度第 1 回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会		
開会及び 開会日時	令和 7 年 8 月 7 日（木） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 5 0 分		
開催場所	北本市役所 会議室 3－F		
議長氏名	会長 大島 映一		
出席 委員（者） 氏 名	和久津 英子、岩崎 祥江、柿崎 広、斉藤 勝夫、福山 史江、若山 銀一郎、 稲木 勝英、森田 智子、関根 治人、佐藤 道子、大島 映一、吉野 進午		
欠席 委員（者） 氏 名	伊藤 治、水野 稔、飯田 直人		
説明者の 職員氏名	保険年金課長 小原 到 保険年金課主幹 山本 一真		
事務局 職員氏名	こども健康部長 小池 智子 保険年金課長 小原 到 保険年金課主幹 山本 一真 保険年金課主査 長谷川 知亮 保険年金課主事 降田 美来		
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議 事 (1) 報告事項について ア データヘルス計画実施事業の状況報告について イ 北本市国民健康保険税条例の一部改正について (2) 協議事項について ア 令和 6 年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について イ 令和 7 年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（案）について (3) その他 4 閉会		
配付資料	会議次第 資料 1 データヘルス計画（令和 6 年度～令和 1 1 年度）個別保健事業経年評価シート 資料 2-1 北本市国民健康保険税条例の一部改正について（報告） 資料 2-2 「議案第 2 0 号」北本市国民健康保険税の一部改正に対する附帯決議 資料 3-1 令和 6 年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について 資料 3-2 令和 6 年度行政報告書（国民健康保険特別会計 抜粋） 資料 4 令和 7 年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）の概要について		

会 議 記 録 （ 2 ）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	○ 北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承された。 ○ 北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承された。 【傍聴人1名入室】
事 務 局	1 開 会 北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件である過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本会議は成立しますことを報告いたします。
会 長	2 挨 拶 会長 大島 映一 氏 （一略一）
事 務 局	続きまして、このたび委員に変更がございますので紹介いたします。 被用者保険等保険者を代表する第4号委員として 飯田 直人（いいだ なおと）様 が、令和7年4月1日付けで委嘱されております。 本日、飯田委員は他の公務と重なり、欠席の連絡を受けておりますので、次回会議での御挨拶をお願いしたいと考えております。
事 務 局	事務局職員紹介 （一略一）
事 務 局	3 議 事 それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、議長を大島会長にお願いします。
会 長	(1) 報告事項について 次第にありますとおり、本日は、報告事項が2件、協議事項が2件となっております。円滑な議事進行に御協力をお願いします。 それでは、(1) 報告事項の「データヘルス計画実施事業の状況報告」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	－資料1を示して説明－ （一略一）
会 長	ただいまの説明について質問はありますか。 【特に質疑等なし】
会 長	質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。 続きまして、イ 北本市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	－資料2－1～2－2を示して説明－ （一略一）
会 長	ただいまの説明について質問はありますか。

	【特に質疑等なし】
会 長	質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。
会 長	(2) 協議事項について 続きまして、(2) 協議事項のア 令和 6 年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	－資料 3－1～3－2 を示して説明－ （一略－）
会 長	ただいまの説明について質問はありますか。
委 員	歳入の県支出金と歳出の保険給付費、また歳入の国民健康保険税と歳出の国民健康保険事業費納付金は、それぞれ大体同額になっているように思います。また、収支全体として決算剰余金が生じたということについては、ある程度安定的な運営が図れているようにも感じますが、事務局からは実質単年度収支はマイナスだという説明もありましたので、令和 9 年度の県内の保険税率の準統一に向け、更に慎重な運営を行っていくべきだと再認識しました。
事 務 局	委員御指摘のとおり、歳入の県支出金と歳出の保険給付費は、全く同額というわけではありませんが、保険給付費に県支出金が宛てがわれる関係となっていることから、基本的には、保険給付費が増額となればそれに連動して県支出金も増額となります。 一方で、歳入の国民健康保険税の約 1 2 億円に対し歳出の国民健康保険事業費納付金は約 1 6 億円と、約 4 億円が不足している状況にあります。この差をいかにして縮めていくのかということが、安定運営のポイントとなります。 なお、会計全体としては、繰入金等のやり繰りにより、約 2 億円余ったという形になっております。この約 2 億円を令和 7 年度に繰り越し、当初令和 7 年度に予定をしていた基金からの取り崩しを止め、さらに基金に戻して、結果的には基金が少し増えることとなります。今後県への支出金の精算処理により返還金が生じる見込みもあり、決して余裕のある状態とはいえませんが、他の市町村が基金への積立てに苦慮する中、本市においては、取り崩しをなくして基金への積立てを行うことが可能となりそうです。なぜそれができるのかといえば、令和 7 年度の税率改定により、税収が増える見込みがあるためです。そうしたことから、令和 7 年度の税率改定は、タイミングとしてはベターなものであったと考えております。 しかしながら、一旦税収が上がったとしても、被保険者数は減少傾向にあり、所得層も変化し、医療費も増えていきます。国民健康保険は単年度精算主義ですので、そうした読みづらい動きにも留意をしながら、毎年度、不足が生じないように予算計上を行い、令和 9 年度の県内の保険税率の準統一に向け運営に当たってまいります。
委 員	近隣自治体には、一般会計からの繰入れを行っている所もあります。本市の国民健康保険税が上がることは決して喜ばしい事態ではありませんが、安定運営が実現できているのはよいことだと思っています。問題は、今後です。令和 9 年度に向け、令和 7 年度、令和 8 年度と変化する状況を注視していきたいと思います。
委 員	本市においては、令和 7 年度に税率改定を行い、令和 9 年度に再び改定し、

	その二段階で準統一に向かっていく。そうした理解でよろしいですね。
事 務 局	本市では、基金をうまく活用して一般会計からの繰入れを行わない運営ができており、可能な限りは国民健康保険税を上げずに運営を行ってまいります。 仮に県内の保険税率の準統一が行われる令和 9 年度に一気に改定をした場合、税率の上げ幅は非常に大きくなります。それを踏まえ、令和 6 年度に委員の皆様と協議いただいたように、令和 7 年度、令和 9 年度、と階段を上げるような二段階での改定が望ましいということで、令和 7 年度に税率改定を行いました。今回の決算を見ても、昨年度の判断は間違っていなかったものと考えております。
会 長	ほかに質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。 続きまして、イ 令和 7 年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（案）について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	－資料 4 を示して説明－ （一略－）
会 長	ただいまの説明について質問はありますか。 【特に質疑等なし】
会 長	ほかに質疑等はないようですので、各案件について整理したいと思います。 まず、報告事項のア及びイについては、「了承」とすることにしてよろしいでしょうか。 【「はい」という声あり】
会 長	それでは、報告事項について、「了承」といたします。 続きまして、協議事項のア及びイについては、「承認」とすることにしてよろしいでしょうか。 【「はい」という声あり】
会 長	それでは、協議事項について、「承認」といたします。
会 長	(3) その他 続きまして（3）その他について、事務局からお願いします。
事 務 局	－事務連絡－ （一略－）
委 員	一点追加での質問なのですが、特定健診の受診率の最終結果はまだわからないのでしょうか。無償化の効果がどのように出ているのか、知りたいと思っています。
事 務 局	「データヘルス計画」の個別保健事業については、ほかの事業が完結しているためこのタイミングで報告を行っておりますが、健診受診率については、法定報告の関係から、数値の最終的な確定が毎年 11 月となってしまいます。ただいま御指摘を頂きましたので、法定報告の数値確定以降、委員の皆様への会議開催案内送付時に、最終的な数値を入れた資料を同封いたします。

委 員	よろしくお願いします。
事 務 局	本人の申告によらず、年間を通じて北本市国民健康保険の被保険者であったかの確認が入り、最終的な数値が国から示されるのが毎年１１月となります。御指摘はごもっともで、昨年度の事業結果を今年度の事業に活かそうと思えばこの時期には最終結果が出ていないといけませんので、非常に問題のある制度だと認識しております。
委 員	肌感覚で結構なのですが、令和６年度から自己負担額を無償化したことにより効果はあったと事務局では捉えていますか。
事 務 局	集計途中の数値となりますが、令和５年度と令和６年度の同時期の受診率比較では、４月２５日時点で、令和５年度が３９．１％、令和６年度が４０．７％となっており、若干の増加が確認できます。また、インセンティブ事業のアンケートでも無償化が受診のきっかけとなったとの回答があり、一定の効果はあったものと考えております。 ただし、事業実施効果を単年度だけで正確に測ることは難しいと思いますので、来年度の同時期の結果等も捕捉しながらその成果を見極めてまいりたいと考えております。
会 長	以上で、予定されていた全ての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。
副 会 長	４ 閉 会 副会長 佐藤 道子 氏 （一略一）
事 務 局	以上をもちまして、令和７年度第１回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。 了